

# 「個別避難計画」作成に関する Q&A

R6.7 月 由利本荘市危機管理課 作成

## 1. 作成全般について

### Q1 「避難行動要支援者名簿」とは何ですか

A1

「避難行動要支援者名簿」とは、高齢者や障害のある人など、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、この名簿の作成が市町村に義務づけられると共に、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援関係者である、警察・消防・民生委員・自主防災組織等に名簿の情報を提供し、災害時の避難支援や、安否確認等に活用することができます。

### Q2 「個別避難計画」とは何ですか

A2

「個別避難計画」とは、「避難行動要支援者名簿」を活用した避難支援を、より実効性のあるものとするため、具体的な避難行動を平常時から話し合い、記録しておくものです。

### Q3 なぜ「個別避難計画」の取組を進める必要があるのですか

A3

頻発化する大規模災害において、高齢者や障害のある人等の「避難行動要支援者」に被害が集中していることから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、「個別避難計画」の作成が法律に位置付けられました。

### Q4 計画作成の対象者はどんな人ですか

A4

「個別避難計画」の作成対象者は、「避難行動要支援者名簿」に登録されている人が対象となります。

なお、避難に不安を感じているなどの理由で、新たに要支援者名簿への登録を希望される方がいる場合は、危機管理課へお知らせください。

### Q5 避難支援者には誰になってもらえばよいですか

A5

近隣住民の方が望ましいです。

避難支援者の選任が一番苦慮されると思いますので、自主防災組織(町内会)等と民生児童員や要支援者の身近な関係の方などで、ご相談されたうえで、候補者を選定されますようお願いいたします。(わがまち防災会議の開催)。候補者の方から了承を得た上で、個別避難計画記入してください。

なお、実効性のある個別避難計画にするため、遠方に住む方や、同じ方が何人もの避難支援者になることのないよう、お願いいたします。

**Q6 避難支援者をさがしているけど、見つからないときはどうすればよいですか**

**A6**

個人による支援が難しい場合は、自主防災組織や町内の班・組等の団体単位での支援を行うことができます。声かけなど、お互いのできることから少しずつ役割分担しましょう。

**Q7 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか？**

**A7**

避難支援は、災害時に避難支援者自身や家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で実施していただくものです。

**Q8 「避難支援」とはどの程度まで行わなければならないのですか？**

**A8**

避難支援は、必ずしも要支援者を直接避難させることをお願いするものではありません。要支援者等とご相談のうえ、安否確認や情報伝達をしていただくことだけでも結構です。

避難支援者は、ご自身や家族の安全を確保した上で、可能な範囲で避難行動の支援を実施をお願いします。

**Q9 「個別避難計画を作成したら必ず助けてもらえるのですか？」と要支援者から聞かれた場合は、どのように回答すればいいですか。**

災害時、「万一助けることができなかつたら」と考えると不安です。

**A9**

災害時の避難行動の支援は、地域の「たすけあい」の精神を基礎にして成り立っています。

災害時は避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、被災状況により避難支援者からの支援を受けることが困難な状況も考えられます。

そのため、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。

支援を受ける方、支援する方の双方が了解の上、個別避難計画を立てていく必要があります。

**Q10 要支援者の家族から「避難行動要支援者名簿に載せておくのはかまわないが、個別避難計画となると近所の方に迷惑がかかるのでお断りしたい」と言われました。**

どのように対応したらいいのでしょうか？

**A10**

「個別避難計画」策定についての説明書（様式第1号）の裏面の「同意しません」にマルをし、署名をもらい、危機管理課へ提出してください。

今後、個別計画が必要な状況になった場合は、改めて作成について当該要支援者に促してください。

**Q11 様式第2号「個別避難計画」の「災害時に配慮しなくてはならない事項」にある【特記事項】とは、どのような事項を記入すればいいのでしょうか？**

**A11**

常時服用している医薬品や、使用している医療器具など特に配慮してほしいことを記入してください。

記入例)

・4点杖を使用し、歩くことが不自由

- ・耳が聞こえにくいので、大きな声でゆっくり話すか、文字で伝えてほしい
- ・妻も高齢のため、夫の避難支援はできない

常時服用している医薬品などを持ち出す必要がある場合は、裏面の「備考欄」に、「非常持ち出し袋のある場所」などを記入してください。

また、自主防災組織などは、非常持ち出し袋の準備や家庭での備蓄などについて、普段から住民に周知するなど、防災知識の普及に努めてくださいますよう、お願いします。

#### Q12 様式第2号「個別避難計画」の「避難場所」や「避難経路」は、どのように記入すればよいでしょうか？

##### A12

避難場所は、住んでいるところ、住宅の状況、家族の支援等により一人一人違います。安全性が確保されていれば、「指定緊急避難場所」以外の、自宅や自宅の上層階でもかまいませんし、別居家族の家、近くの建物等としても差し支えありません。避難場所が決まったら、そこまでの避難経路を要支援者本人やその家族、避難支援者等と一緒によく考え、個別避難計画に記入してください。

ハザードマップ等の見方など、ご不明な点は危機管理課までお問い合わせください。

#### Q13 重度の障がいのある要支援者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とするなど）の「避難場所」や「避難経路」はどのように記入すればよいでしょうか？

##### A13

要支援者本人やその家族、避難支援者と一緒によく考え、現実的な避難の仕方、避難場所を個別計画に記入してください。災害時には福祉や医療のサービスを利用するなど、あらかじめケアマネージャーさん等と決めていることがあれば、その内容を記入してください。

#### Q14 指定緊急避難場所が近くに複数ある場合、どこを選択すればよいですか？

##### A14

わが家の防災マニュアル、市の WEB ハザードマップ等を確認し、市が開設する避難場所等を設定して災害に備えてください。災害の種類により避難場所が異なる場合には、避難場所を複数設定することが必要です。

##### 【災害時の避難行動について】

避難場所も危険な場合があることから、地震や水害などの災害の種類や降雨条件により、どこの避難場所を開設するのかを判断しています。全ての避難場所が必ず開設されるとは限りませんので、災害時の情報入手できるように備え、市からの情報を確認してから避難してください。

また、水害や土砂災害の危険性がある避難場所は開設しません。平常時から、わが家の防災マニュアル、市の WEB ハザードマップ等にて、災害の種類に応じた避難場所を確認し、要支援者本人または家族等の状況を考慮しながら、安全で避難しやすいと思われる避難場所と経路を選択してください。

計画作成にあたり、避難場所の設定方法などで詳細なご相談等がありましたら、危機管理課へご連絡ください。

##### 【災害時 市からの情報発信について】

- ・同報系防災行政無線
- ・消防防災テレホンサービス
- ・市の消防防災メール
- ・市のホームページやSNS(公式 LINE)
- ・ヤフーの防災速報アプリ
- ・エリアメール
- ・NHKのデータ放送

## Q15 具体的にどの時点で避難を開始すればいいのでしょうか？

A15

### 【大雨の場合】

大雨による川の氾濫や土砂災害の危険が高い地域は、要支援者の心身状況を考慮して、早めの避難行動が大切です。「警戒レベル3」高齢者等避難の防災情報発令時には、確実に避難行動をとっていただくよう、要支援者本人やその家族、避難支援者と情報共有を図ってください。

ただし、場合によっては、「警戒レベル3」高齢者等避難が発令されていない状況で、「警戒レベル4」避難指示が発令される場合があります。その際は、速やかに避難してください。

### 【地震の場合】

まずは要支援者の安否確認をおこなってください。その後、家屋の倒壊の恐れ又は火災の危険性がある場合は指定緊急避難場所に避難してください。

### 【津波の場合】

津波警報が発令されている地域は、直ちに指定緊急避難場所に避難してください。

## 2. 個別避難計画の更新等について

Q1 個別避難計画を作成した自主防災組織等は、今後何をすればいいのでしょうか？

A1

作成後は、地域の皆様と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認等を随時実施して個別計画の更新をお願いいたします。

また計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、地域の避難訓練などへの活用をお願いします。

Q2 個別避難計画を更新するときは、また新しい用紙に書き直すのでしょうか？

A2

お手元の個別避難計画に赤ペンで加筆・修正し、危機管理課にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、修正箇所が多く、読みづらい場合や、余白への記入が困難な場合には、新たな個別避難計画に書き直しをお願いします。

Q3 新たに避難行動要支援者名簿に登載された方がいた場合、同じようにその方の個別避難計画も作成するのでしょうか？

A3

自主防災組織等の皆様におかれましては大変ご難儀をおかけしますが、引き続き個別避難計画の作成と、それにかかる平常時からの地域交流を何卒よろしく申し上げます。

## 3. 救助用具等について

Q1 個別避難計画を作成した要支援者の避難支援に使用する救助用具等を購入した場合の補助はありますか？

A1

由利本荘市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱により

「個別避難計画策定済みの避難行動要支援者における避難支援資機材の購入費」は補助の対象となります。

- ・補助率 購入費の4分の3以内
- ・補助金の上限額 6万円
- ・補助金の交付回数制限 1年度に1回
- ・補助の対象となるもの 車椅子、ストレッチャー、担架 等

ご不明な点は危機管理課へお問い合わせください。

由利本荘市総務部危機管理課

TEL 24-6238